

北海道PCB廃棄物処理施設設置工事(増設) 発注概要

1. 公告日 平成22年7月29日

2. 工事概要

- (1) 工事名 北海道PCB廃棄物処理施設設置工事(増設)
- (2) 工事場所 北海道室蘭市仲町14番地7
- (3) 工事内容 本工事は、北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係るPCB廃棄物処理施設設置工事(増設)である。
(対象施設) PCB汚染物等処理能力: 約6t/日(PCB汚染物である安定器重量)
敷地面積: 約1.2ha(当初処理施設約4.0haに近接)
(処理対象物) PCB汚染物等(感圧複写紙、汚泥等のPCB汚染物及び安定器を含む小型電気機器)
(主要な設備) PCB汚染物等処理プラント(受入・保管設備、前処理設備、PCB汚染物等処理設備、払出設備、ユーティリティ設備等の付帯設備)、これを収容する建築物及び付帯施設
- (4) 工期 平成25年5月31日まで。
- (5) 工事範囲
 - ① PCB廃棄物処理プラント及びその付帯設備の設置工事、建築物(基礎を含む。)及びその付帯設備の建築工事並びに外構工事等に係る設計
 - ② PCB廃棄物処理プラント及びその付帯設備の設置工事並びに建築物及びその付帯設備の建築工事の施工
 - ③ 敷地内に整備されるPCB廃棄物処理施設に係る工事全体の統括業務

3. 発注方式等

- (1) 本工事は、技術提案を受け付けた上で、設計業務及び施工業務を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。なお、契約は設計業務と施工業務に分割して締結する。
- (2) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
- (3) 本工事は、技術提案の審査において、提案についての改善を求め、又は、提案を改善する機会を与える。また、提案を実施するために必要な設計数量及び見積の提出を求め、予定価格を定める。
- (4) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (5) 本工事は、北海道、室蘭市及びJ E S C Oの間で締結された「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書」に規定された事項を満足したものでなければならない。また、事業対象地域の拡大に際し、室蘭市から国に示された「室蘭市における PCB 廃棄物事業に係る受け入れ条件」及び北海道、室蘭市から国に示された「北海道 PCB 廃棄物処理事業拡大要請に係る受入条件」並びに国と室蘭市との間で確認された「北海道 PCB 廃棄物処理事業拡大要請に係る受入条件について」の趣旨を十分踏まえたものとする。

4. 競争参加資格

競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加資格確認申請書」という。）の提出期限において、入札公告に掲げる条件を満たしている異工種 J V 又は単体企業であること。

5. 技術提案書の提出及び選出

(1) 技術提案書の提出要請

競争参加資格が確認された者（以下、競争参加資格者という。）に対し、技術提案書の提出を求める。技術提案書には、提案内容が J E S C O が求める仕様を満たすことを証する事項並びに提案を実施するための設計数量及び見積を記載する。

(2) 技術提案書の選定

競争参加資格者の提出した技術提案書についてヒアリング及び審査を実施し、J E S C O が求める仕様を満足するものを選定し、選定結果を通知する。

(3) 技術提案書の改善

J E S C O と競争参加資格者との技術対話を通じて、J E S C O から技術提案書の改善を求め、又は競争参加者に提案を改善する機会を与える。

J E S C O は、技術対話の結果に基づいて、本工事の実施に当たり必要な範囲において、技術を改善すべき事項及び工事範囲等の統一的な条件を示し、これらを満たす技術提案書の変更及び再提出を求める。

6. 総合評価に関する事項

(1) 総合評価は、選定された技術提案書（J E S C O の求めに応じて再提出された場合にあつては、再提出後の技術提案書。以下、同じ。）を対象に行う。

(2) 総合評価点は、次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

(3) 価格評価点と技術評価点の配点は、次の通りとする。

- ① 価格評価点 100点
- ② 技術評価点 100点

(4) 価格評価点は次の算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

(5) 技術評価の評価は、次の項目について行い、点数化した結果を技術評価点とする。

- ① 処理の確実性（例：気候条件に即した設計及び機器の選定等）
- ② 環境安全（例：先行事業の知見を活かした環境・安全対策等）
- ③ 作業安全（例：作業従事者の安全衛生管理の充実）
- ④ 実施体制等（例：緊急時における熟練技術者による迅速な対応等）

(6) 技術評価においては、まず、競争参加資格のある者による技術提案書に記載された事項が特記仕様書等に定める性能要件を満足するものであることを確認するための審査（基礎審査）を行う。基礎審査に合格した技術提案を対象として評価を行い、点数化した結果を技術評価点とする。

(7) 学識経験者からの意見聴取

J E S C Oは、技術提案書の評価に当たっては、本工事を対象に委託する学識経験者から、以下に示す意見を聴取する。

- ① 評価方法、評価項目等の設定
- ② 技術提案書、見積書の審査
- ③ 技術提案書の選定
- ④ 予定価格の作成

6. 落札者の決定方法

- (1) J E S C Oは、提出された技術提案書の内容を審査し、改善要求内容を満足する者を入札参加資格者として特定し、通知する。
- (2) 入札参加資格者は、価格及び技術提案をもって入札をし、J E S C Oの作成した予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (3) 総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

7. 発注手続等

(1) 発注説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成22年7月29日(木)から平成22年9月29日(水)まで

交付場所 J E S C O本社及びJ E S C O北海道事業所

(〒050-0087 室蘭市仲町14番地7 電話 0143-22-3111)

交付方法 交付に当たっては、実費を徴収する。

(2) 入札及び開札の日時、場所及び方法

日時 平成22年12月2日(木)午後2時

場所 〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 日本環境安全事業株式会社

提出方法 持参すること。